

給与支払報告書
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

真鶴町処理欄	現年度	新年度	両年度

平成 年 月 日 真鶴町長宛	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 259 - 0201		特別徴収義務者指定番号			
		名称			個人番号(税額通知書記載)			
		代表者の職氏名印	印		ご担当連絡先	係等		
					お名前			
					電話	() -		
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由
	氏名	(旧姓)					平成 年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 住所誤報 6 会社解散休業 7 ()
	1月1日現在の住所	〒 -		円	円	円		
	異動後住所	〒 - (上記住所から変更ない場合は記入不要です。)			月分から月分まで			

未徴収税額の一括徴収にご協力ください。なお、1月1日から4月30日の間の退職者に対する給与・退職手当が未徴収税額を超える場合は、一括徴収が義務付けられています。

未徴収税について	1 一括徴収する (1)のときのみ 給与所得者印	(1) 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) (2) 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収を継続しないため	一括徴収予定額 円	一括徴収した税額は、 月分で納入します。
	2 一括徴収しない	(1) 転勤等により、特別徴収を継続するため (この届書を新勤務先に回付) (2) 5月31日までに支払われる給与、退職手当等の支払いがない、又は未徴収税額より少ないため (3) その他 理由 ()		

◎転勤等による特別徴収継続届出書

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、次の事柄を記入し、給与所得者の1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

月割額 円 を 月分から徴収し 納入する。	給(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 -		特別徴収義務者指定番号		
		名称			ご担当連絡先	係等	
		代表者の職氏名印	印		お名前		
					電話	() -	